三重県タクシー事業者運行継続支援金交付要綱

（目的）

第１条　燃料高騰等により大きな影響を受けているタクシー事業者の運行継続を支えるため、予算の範囲内で三重県タクシー事業者運行継続支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

（対象事業者）

第２条　支援金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　県内に本社又は営業所を有する道路運送法（昭和２６年法律第１８３号） 第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う個人又は法人

二　令和５年４月１日時点で県内の営業所に配置する事業用自動車が１台以上ある事業者

三　令和５年４月１日以降、運行を継続しており、今後も事業継続の意思を有する事業者

（交付要件）

第３条　営業収入について、次のいずれかの条件を満たすことを支援金交付の要件とする。

一　2021年４月から2023年６月におけるいずれかの月の営業収入が、従前（2018年または2019年）の同月と比べ３割以上減少していること

二　2021年度または2022年度における営業収入が、従前（2018年度または2019年度）と比べ１割以上減少していること

（欠格事由）

第４条　前３条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業者となることができない。

一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律 第７７号。次号において「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二　暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三　役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

四　役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

五　役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

六　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

七　役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

八　役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（支援金の額）

第５条　支援金の額は、対象事業者が保有する車両１台当たり１万５千円に、車両数を乗じた金額とする。ただし、対象事業者につき１００万円を上限とする。

（支援金の交付の申請）

第６条　支援金の交付を受けようとする対象事業者は、第１号様式による申請書および第２号様式による誓約書に申請書において定める書類を添えて、これを令和５年１０月３１日までに知事に申請しなければならない。

（支援金の交付決定等）

第７条　知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

２　知事は、支援金の交付の決定をしたときは、当該申請した者に通知するものとする。

３　知事は、支援金の不交付の決定をしたときは、当該申請した者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第８条　知事は、前条第２項の規定による通知を受けた者に対し、支援金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第９条　知事は、対象事業者が法令等若しくはこれに基づく知事の処分若しくはこの要綱に違反したとき、又は第６条の規定による申請の際虚偽の誓約をしたときは、交付の決定を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第１０条　知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が 交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（暴力団の排除）

第１１条　第６条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第４条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、支援金の交付をしないものとする。

２ 知事は、第７条第１項の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第４条の規定に該当することが明らかになったときは、第９条の規定により支援金の交付の決定を取り消すものとする。

３ 前項の場合において、既に支援金が交付されているときは、知事は、前条の規定により、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

（その他）

第１２条　知事は対象事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求め、又は職員に関係者への質問、調査等をさせることができる。

２　対象事業者は、支援金の経理を明らかにした書類を整備し、支援金の交付を受けた日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

３　この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年８月１５日から施行し、令和５年度予算に係る支援金に適用する。